掛川市中心市街地活性化基本計画

平成 27 年 4 月 (平成 27 年 3 月 27 日認定)

静岡県掛川市

掛川市中心市街地活性化基本計画

目 次

■基本計画の名称	1
■作成主体	1
■計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
(1) 地域の概況	1
掛川市の位置、地勢・気候	1
掛川市全体及び中心市街地の沿革(まちの成り立ち)	2
掛川市における中心市街地の歴史的・文化的役割	2
(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	4
①掛川市全体、DID地区、中心市街地ごとに分けた人口動態等	4
②経済活力関係	7
○小売商業、対消費者サービス業、飲食業関係	7
○中心市街地に存するその他の産業関係	1 5
○都市機能関係	1 6
(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析	3 3
①来街者の行動実態とニーズ	3 3
②居住者の買い物実態とニーズ	3 6
③駐輪場の利用実態とニーズ	4 4
④歩行者通行量と自動車交通量の実態	4 6
(4) これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証	5 0
〔1〕 旧掛川市中心市街地活性化基本計画	5 0
① 旧計画の概要	5 0
② 事業の進捗状況	5 0
③ 目標指標の達成状況	5 1
④ 定性的評価	5 1
⑤ 参考資料	5 2
〔2〕 前掛川市中心市街地活性化基本計画	5 6
① 前計画の概要	5 6
② 事業の進捗状況	5 7
③ 目標指標の達成状況	6 0
④ 定性的評価	6 1

(5)中心市街地活性化の課題	6 2
(6) 中心市街地活性化の方針(基本的方向性)	6 4
2. 中心市街地の位置及び区域	6 5
(1) 位置	6 5
(2) 区域	6 6
(3)中心市街地要件に適合していることの説明	6 8
3. 中心市街地活性化の目標	7 7
(1) 中心市街地の活性化の目標	7 7
(2)計画期間の考え方	7 9
(3) 目標指標の設定の考え方	7 9
(4) フォローアップの時期及び方法	9 2
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に	
供する施設の整備その他市街地の整備改善のための事業に関する事項	9 3
〔1〕市街地の整備改善の必要性	9 3
〔2〕具体的事業の内容	9 3
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	9 8
[1]都市福利施設の整備の必要性	9 8
〔2〕具体的事業の内容	9 8
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の	
供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事	
業等の関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	0 2
[2] 具体的事業の内容	0 2
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業	
活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上	
のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力の向上の必要性	
[2] 具体的事業の内容	0 4
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 …1	1 5
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性1	
[2] 具体的事業の内容	
\diamondsuit 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所1	1 7
9. 4から8までに掲げる事業及び措置と総合的かつ一体的推進に関する事項 $\cdots 1$	2 0
(1)掛川市の推進体制の整備等	
(2) 掛川市中心市街地活性化協議会に関する事項1	
(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等1	3 0

10.	中心	h市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 ···	1	3	2
	(1)	都市機能の集積の促進の考え方	1	3	2
	(2)	都市計画手法の活用	1	3	2
	(3)	都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	1	3	3
	(4)	都市機能の集積のための事業等	1	3	3
11.	その	他中心市街地の活性化のために必要な事項	1	3 .	4
	(1)	基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	1	3 .	4
	(2)	都市計画等との調和	1	3	5
	(3)	その他の事項	1	3	5
12.	認定		1	3	6